

装官人第49号

27.10.1

一部改正 装官総第4804号

令和3年3月31日

一部改正 装官人第4878号

令和4年3月30日

長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官  
長官官房監察監査・評価官  
長官官房各装備開発官  
長官官房艦船設計官  
各部長  
施設等機関の長  
殿

防衛装備庁長官

(公印省略)

防衛装備庁の表彰等について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

## 記

### 1 趣旨

この通達は、防衛装備庁において、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号。以下「訓令」という。）に定める表彰等の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 表彰の対象となる職員

- (1) 職務の遂行に当たり、技術研究開発上の功績又は業務の処理若しくは改善についての功績若しくは累積の功績があると認められる職員に対しては、その功績の程度により、第2級賞詞、第3級賞詞、第4級賞詞又は第5級賞詞（以下「第2級賞詞等」という。）を授与する。
- (2) 車両の操縦者の車両無事故表彰については、車両無事故表彰の取扱いについて（防人1第541号。39.10.15）に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア 車両の操縦者が無事故で車両を操縦し、次のいずれかに該当する職員には、次に掲げる区分に応じた賞詞を授与する。

(ア) 基準走行距離20,000キロメートルに達したとき 第5級賞詞

(イ) 基準走行距離40,000キロメートルに達したとき 第4級賞詞

(ウ) (イ)の賞詞を授与されたのちには、基準走行距離40,000キロメートルに達するごとに第4級賞詞

(エ) 永年にわたり、無事故で長距離を走行し、かつ、勤務成績が極めて良好で、特に他の模範と認められるとき 第3級賞詞

イ アに定める基準走行距離の算定基準については、別表第1によるものとする。

(3) 職務の遂行に当たり、次のいずれかに該当する事項について、技術上の発明考案（必ずしも特許法等でいう発明考案であることを要しない。）をした職員に対しては、発明考案の程度により、第2級賞詞等を授与する。

ア 装備品等に应用できる技術又は試験・計測に係る技術として実証若しくは実証の予測がなされたもの

イ 設計に関するもの

ウ 技術管理報告等の論文

(4) 隊員自主募集の成果を上げた職員に対しては、隊員自主募集及び表彰の実施について（防人服第5073号。令和2年3月30日）の定めるところにより第2級賞詞等を授与する。

### 3 表彰の対象となる施設等機関

職務の遂行に当たり、技術研究開発上の功績又は業務の処理若しくは改善についての功績若しくは累積の功績があると認められる施設等機関（各研究所及び各試験場をいう。以下同じ。）及び各研究所の各支所に対しては、その功績の程度により、第2級賞状、第3級賞状、第4級賞状又は第5級賞状（以下「第2級賞状等」という。）を授与する。

### 4 精勤章

曹士に対する精勤章の授与については、訓令第18条及び第19条の規定に定めるところにより授与する。

### 5 表彰の上申

(1) 長官官房審議官、各長官官房装備官及び各部長（以下「部長等」という。）は、第2項に定める表彰に該当すると認めた場合、施設等機関の長は第2項又は第3項に定める表彰に該当すると認めた場合には、防衛装備庁長官（以下「長官」という。）に上申するものとする。

(2) 前号の上申理由となった功績の対象となる期間（以下「功績対象期間」という。）については、別表第2によるものとする。ただし、表彰に該当する事実があり、速やかに表彰することが適当と認められる場合には、その都度上申するものとする。

(3) 第1号に定める表彰の上申について必要な様式は、別記様式第1から別記様式第12までに定めるとおりとする。

## 6 精勤章の上申

第4項に規定する精勤章の上申については、部長等及び施設等機関の長が、訓令第21条の規定により長官に上申するものとする。

## 7 感謝状の贈与及び贈与権者の指定

- (1) 感謝状は、防衛装備庁の業務の円滑な遂行等に協力又は援助があり、その功労が著しいと認められる職員以外の者又は団体に対し贈与するものとする。
- (2) 訓令第24条に規定する長官の指定する施設等機関の長は、各研究所長及び各試験場長とする。

## 8 感謝状の上申

- (1) 部長等は、前項第1号に該当すると認められる場合には、長官に上申するものとする。
- (2) 施設等機関の長は、感謝状を贈与すべき功労の程度が、長官から贈与することが相当であると認める場合には、長官に上申するものとする。
- (3) 上申期限は、9月1日とする。ただし、功労に該当する事実があり、速やかに贈与することが適当と認められる場合には、その都度、上申するものとする。
- (4) 感謝状の上申について必要な様式は、別記様式第13に定めるとおりとする。

## 9 職務遂行表彰等審査委員会及び技術表彰審査委員会

- (1) 防衛装備庁に、第2項第1号、第2号及び第4号の規定により上申のあった表彰事案並びに第7項の規定により上申のあった感謝状について審査するために職務遂行表彰等審査委員会を、第2項第3号の規定により上申のあった表彰事案について審査するために技術表彰審査委員会を置く。
- (2) 表彰される職員、施設等機関若しくは各研究所の各支所又は感謝状を贈与される者若しくは団体の決定は、職務遂行表彰等審査委員会及び技術表彰審査委員会（以下「委員会」という。）において審査された事項について、長官の決裁を得て行うものとする。

## 10 委員会の構成等

- (1) 委員会の構成は、次のとおりとする。

### ア 職務遂行表彰等審査委員会

委員長 長官官房審議官

委員 総務官

装備政策課長

事業計画官

技術戦略課長

調達企画課長  
需品調達官

幹事 人事官

イ 技術表彰審査委員会

委員長 防衛技監

委員 内部部局の各課長、各官から委員長が指名する者

幹事 人事官

専門委員 第4号の規定に基づき委員長が指名する者

(2) 委員会は、表彰等の事案について審査し、長官に報告を行うものとする。

(3) 委員会の運営については、次に定めるもののほか、委員会が定める。

ア 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

イ 幹事は、委員会の運営に関して、委員長を補佐する。

ウ 委員長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

エ 委員会の庶務は、人事官において処理する。

(4) 技術表彰審査委員会に専門委員を置く。

ア 専門委員は、職員のうちから委員長が指名する。

イ 専門委員は、審査委員会の求めに応じ、技術的評価を行う。

ウ 技術的評価の事項については、委員長が別に定める。

(5) 委員会を構成する者は、自らが表彰候補者となっている事案については、その審査又は評価に参加することができない。

## 1 1 表彰等の実施

(1) 賞詞及び賞状の授与並びに感謝状の贈与は、自衛隊記念日に行うものとする。

ただし、長官が特に認めた場合には、この限りでない。

(2) 賞詞及び賞状は、長官が授与する。ただし、長官が授与できない場合は、部長等、施設等機関の長又は長官が指名する者が伝達するものとする。

(3) 感謝状は、長官又は施設等機関の長が贈与する。ただし、長官又は施設等機関の長が贈与できない場合は、部長等、施設等機関の長（長官が贈与するものに限る。）又は長官が指名する者が伝達するものとする。

## 1 2 感謝状の贈与実績報告

施設等機関の長は、感謝状を贈与した場合は、別記様式第14により、その都度長官に報告するものとする。

## 1 3 委任規定

この通達の実施について必要な細部事項は、防衛技監及び長官官房審議官が別に定める。

別表第1

無事故の基準走行距離の算定基準

無事故の基準走行距離の基準	賞詞の区分	説明図
(1) 異動又は採用の日から無事故で走行し、基準走行距離が20,000キロメートルに達したとき（当該期間に注意処分を受けた者を除く。）	第 5 級	
(2) 前号により表彰される前に事故を起こした者は、事故後、無事故で走行し、基準走行距離が20,000キロメートルに達したとき	第 5 級	
(3) 第1号及び第2号により表彰された者が引続き無事故で走行し、基準走行距離が40,000キロメートルに達したとき	第 4 級	
(4) 第1号及び第2号により表彰された後、第3号により表彰される前に事故を起こした者は、事故後、無事故で走行し、走行距離が40,000キロメートルに達したとき（なお、本号により表彰された後、次号により表彰されるまでに事故を起こした者は、本号の基準によるものとする。）	第 5 級	
(5) 第4号により表彰された者が、引続き無事故で走行し、走行距離が60,000キロメートルに達したとき	第 4 級	
(6) 第3号又は第5号で表彰された後、事故を起こした者は、事故以降無事故で走行し、基準走行距離が40,000キロメートルに達したとき（なお、本号により表彰された後、次の第7号により表彰されるまでに事故を起こした者は、本号の基準によるものとする。）	第 4 級	
(7) 第3号、第5号又は第6号により表彰された者のその後の表彰は、無事故で走行し、基準走行距離が40,000キロメートルに達した都度行う。	第 4 級	

注：(4)、(5)に規定する走行距離は、防人1第541号(39.10.15)の3走行距離数の算定による。

別表第2

上申基準日等

	自衛官	事務官等
<p>表彰実 施日</p> <p>項目</p>	<p>自衛隊記念日 (11月1日)</p>	<p>自衛隊記念日 (11月1日)</p>
<p>功績対象期間等</p>	<p>前年度の8月1日から当該年度の7月31日までの間を対象とする。</p>	<p>前年度の8月1日から当該年度の7月31日までの間を対象とする。(ただし、累積の功績にあつては、当該年度の8月1日以前の通算期間を対象とする。)</p>
<p>上申期限</p>	<p>9月1日</p>	

※ 第2項第3号に規定する技術表彰功績対象期間については、別に定める。

別記様式第 1

第 2 級賞詞に係る表彰候補者名簿

推薦 序列	功績 区分	所 属 職 名 (発令年月日)	級又は 階級 (発令年月日)	氏 名	功績内容		賞詞授与歴 (回数・授与年月)			
					評価項目	評価内容	2	3	4	5
					訓令第 4 条該当事 項					
					顕著な成 果					
					部内又は 部外への 効果・効 用					

別記様式第2

第3級賞詞に係る表彰候補者名簿

推薦 序列	功績 区分	所 属 職 名 (発令年月日)	級又は 階級 (発令年月日)	氏 名	功績内容		賞詞授与歴 (回数・授与年月)			
					評価項目	評価内容	2	3	4	5
					恒常業務 外の業務 内容の具 体的明示					
					顕著な成 果					
					部内又は 部外への 効果・効 用					

別記様式第3

第4級賞詞に係る表彰候補者名簿

推薦 序列	功績 区分	所 属 職 名 (発令年月日)	級又は 階級 (発令年月日)	氏 名	功績内容		賞詞授与歴 (回数・授与年月)			
					評価項目	評価内容	2	3	4	5
					功績の対 象となる 業務の具 体的明示					
					具体的成 果					
					功績の対 象となる 業務の具 体的明示					
					具体的成 果					

別記様式第4

第5級賞詞に係る表彰候補者名簿

推薦 序列	功績 区分	所 属 職 名 (発令年月日)	級又は 階級 (発令年月日)	氏 名	功績内容		賞詞授与歴 (回数・授与年月)			
					評価項目	評価内容	2	3	4	5
					成果と認められる 功績					
					成果と認められる 功績					

別記様式第5

第2級賞状に係る表彰候補機関名簿

機関名：

代表者名：

所属 職名 (発令年月日)	級又は階級 (発令年月日)	氏名	功績内容	
			評価項目	評価内容
			訓令第12 条該当事 項	
			顕著な成 果	
			部内又は 部外への 効果・効 用	

別記様式第6

第3級賞状に係る表彰候補機関名簿

機 関 名 :

代表者名 :

所 属 職 名 (発令年月日)	級又は階級 (発令年月日)	氏 名	功績内容	
			評価項目	評価内容
			恒常業務 外の業務 内容の具 体的明示	
			顕著な成 果	
			部内又は 部外への 効果・効 用	

別記様式第7

第4級賞状に係る表彰候補機関名簿

機関名：

代表者名：

所属 職名 (発令年月日)	級又は階級 (発令年月日)	氏名	功績内容	
			評価項目	評価内容
			功績の対象となる業務の具体的明示	
			具体的な成果	

別記様式第8

第5級賞状に係る表彰候補機関名簿

機関名：

代表者名：

所属 職名 (発令年月日)	級又は階級 (発令年月日)	氏名	功績内容	
			評価項目	評価内容
			成果と認められる 功績	

別記様式第9

職務遂行に当たり功績のあった表彰候補者（車両無事故操縦者）名簿

所属 職名 (発令年月日)	級又は階級 (発令年月日)	氏名	走行距離			所属長の 意見
			前回表彰時 の累積距離	今回表彰の 対象になる 走行距離	合計	

別記様式第 1 0

技術上の発明考案をした表彰候補者名簿  
(第 2 項第 3 号ア及びイ関係)

所 属	官 職 (級又は階級)	候補者氏名	発明考案の名称
発明考案の総括的説明  1 発明考案の背景        2 発明考案の要約		具体的事実の説明  1 着想の優劣  2 技術の水準  3 実用価値  4 経済的効果    所属長の意見	

付紙「技術上の発明考案をした表彰候補者に係る参考資料」

別記様式第 1 1

技術上の発明考案をした表彰候補者名簿  
(第 2 項第 3 号ウ関係)

所 属	官 職 (級又は階級)	候補者氏名	発明考案の名称
発明考案の総括的説明  1 技術論文の背景        2 本論文の総括的説明		具体的事実の説明  1 着想の優劣        2 将来の装備品又は学術的な面への波及効果又は貢献度	
		所属長の意見	

付紙「技術上の発明考案をした表彰候補者に係る参考資料」

別記様式第 1 2

技術上の発明考案をした表彰候補者に係る参考資料

		候補者氏名	推薦序列	推薦賞詞区分
1	<p>当該発明考案に関連する</p> <p>(1) 特許権等の登録・出願(出願予定を含む)のある場合における官・民の貢献度(比率)並びに官側の各人の貢献した内容及び貢献度(比率)</p> <p>(2) 特許権等の登録・出願のない場合における官・民の貢献度(比率)並びに官側の各人の貢献した内容及び貢献度(比率)</p> <p>(3) 装備(制式・規格)の有無</p> <p>(4) 技報の有無</p> <p>(5) その他の発表(技報以外の論文・講演等)の有無</p> <p>(6) 他の表彰の有無</p>			
2	当該発明考案に関連する内外の評価			
3	候補者が表彰された場合に予想される効果			
4	その他参考事項			

別記様式第 1 3

感謝状贈与候補者又は団体選考名簿

推薦 序列	住所・氏名 (体名及び代 表者名)	対象 件名	功績の 大要	団体の 所在地	団体の 規模	調達実績			部内外 に与え た影響	候補者の履歴 (団体の業績 の概要)	推薦機関 の長の意 見
						年度	件数	金額 (億円)			
			注：功 績の詳 細につ いては 別紙（ 紙A4 版）と し添付 するこ と。		1 資本金 (億円) 2 総売上 (億円) 3 従業員 (人) 4 工場数 (か所)						

別記様式第 1 4

感謝状の贈与実績報告

贈与権者：

贈与 期日	贈与された者 の住所及び氏 名（団体の場 合には、その 団体及び代表 者名）	功労の概要	功労が部内 外に与えた 影響	当該者の履 歴又は団体 の業績の概 要	その他参考 と なる事項